

○消費者庁
国土交通省 告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

消費者庁長官 堀井奈津子

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 出 後						改 出 前					
第1～第5 (略)						第1～第5 (略)					
別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)						別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)					
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)						(略)					
5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	(略)					5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	(略)				
	5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、4、5、6、7又は8)	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度		5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、4、5又は6)	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			による。	等級8	一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている				による。		
			この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級6、7又は8に	等級7	一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている				この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当		

[illegible]

			消費量の削減率（単位を％とする。）を併せて明示することができる。	
(略)				

別表 2－1（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)						
個別性能に関するこ	(略)					
	5	(略)				
	温熱環境・エネルギー消費	5－2 一次エネルギー消費量等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5、 <u>6</u> 、7又は <u>8</u> ）によ	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
					等級 8	一次エネルギー消費

(略)				

別表 2－1（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)						
個別性能に関するこ	(略)					
	5	(略)				
	温熱環境・エネルギー消費	5－2 一次エネルギー消費量等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5又は <u>6</u> ）による。この	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度

[illegible]

				一次エネルギー消費量の削減率（単位を%とする。）を併せて明示することができる。	
	(略)				
	(略)				

別表 2－2 (略)

	(略)				
	(略)				

別表 2－2 (略)

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二 前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅